

緊急通報装置設置費助成事業について

(1) 趣旨・目的

急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、民間の緊急通報装置を設置する一人暮らしの高齢者等に対し、その設置に係る初期費用を補助します。

(2) 緊急通報とは

緊急ボタンを押すと、電話回線を利用し、自動的に監視センターへ連絡が入ります。監視センターからの状況確認の電話や、必要がある場合は警備員が確認に駆けつけるシステムです。

(3) 事業内容

●補助対象者

米子市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

- ① 一人暮らしの高齢者（申請時点で65歳以上の方）
- ② ①の世帯に準ずる世帯（世帯員が入院している等）
- ③ 高齢者又は障がい者のみで構成される世帯に属する方
- ④ ①～③のほか、必要と認められる方

●補助金の額

2万円を上限に設置費を助成します。

（千円未満切り捨て）

※月々の利用料金は補助の対象外です。

※予算に達した時点で、受付を締め切る可能性があります。

※申請は、一の年度において、1世帯当たり1回に限ります。

●対象警備事業者

警備業法第2条第6号に規定する機械警備業を営む警備業者

※緊急時に対応可能で、米子市全域で実施することが可能な者

(4) 申請について

●申請方法

- ① 窓口・郵送での申請
- ② 電子申請サービスでの申請

こちらから
申請できます。



●必要書類

- ①の場合：交付申請書（様式第1号）
緊急通報装置の設置の見積書
装置やサービスの内容が分かる書類
- ②の場合：本人確認書類（運転免許証等）の画像データ
緊急通報装置の設置の見積書の画像データ
装置やサービスの内容が分かる書類の画像データ

※必ず設置前に申請してください。

※交付決定後の手続きについては、別途ご案内いたします。

提出先・問い合わせ先

〒683-8790 米子市加茂町1丁目1番地
米子市役所長寿社会課（TEL：0859-23-5541）